

## 保育料に関すること

### ◆ 保育料の算定で必要なもの 【下記の該当者のみ】

令和3年1月2日以降、周南市に転入された方で、市民税額が確認できない場合は以下のものを提出していただきます。

状況	必要書類
令和3年1月1日現在、周南市に住民登録がない	① 令和3年度市民税所得課税証明書 (令和3年1月1日に住所のあった市区町村で発行) ② 令和3年度市民税特別徴収税額通知書 (令和3年6月に、勤務先から給与所得者に渡されるもの) ③ 令和3年度市民税納税通知書 (令和3年6月に、課税元の市町村民税担当課から送られてくるもの) ※特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合、①又は②③の両方の提出が必要です。
令和2年中に海外勤務がある	令和2年中(令和2年1月～12月)の海外での収入金額がわかる給与支払証明書

※令和4年9月以降の保育料の切り替えに伴い、令和4年度市民税所得課税証明書等を提出していただく場合があります。提出が必要な場合は、利用施設を通じてお知らせいたします。

※保護者の収入が一定基準を満たさない場合は、同居直系親族も算定の対象になることがあります。

### ◆ 保育料軽減で必要なもの 【下記の該当者のみ】

#### ○ 幼稚園等の入園決定通知書の写し

- ・ 幼稚園、認定こども園(1号)に4月1日から通園予定の児童がいる。
- ・ 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援をする施設に通園している、または4月1日から通園予定の児童がいる。

#### ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給者証の写し

- ・ 在宅障害児(者)のいる世帯(市民税非課税世帯・所得割額課税額77,101円未満)

● 市民税の申告が未申告などで課税額が確認できない場合、仮の保育料階層を決定します。